



精神科看護管理ニュース

Vol. **39**

発行 日本精神科看護協会

2018/04/09

1 措置入院の退院後支援等に関するガイドラインが通知されました

平成30年3月27日付で、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」および「措置入院の運用に関するガイドライン」が行政機関と関係団体に通知されました。

本ガイドラインは、「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」における検討内容を踏まえ取りまとめられたもので、研究メンバーには本協会役員（2名）が、精神科看護の代表として参加していました。

平成30年度診療報酬改定において、措置入院患者への精神医療の評価として「精神科措置入院患者退院支援加算」が創設されましたが、算定要件に盛り込まれている退院後支援のニーズアセスメント、自治体との連携などに関して、本ガイドラインに各様式を含めてその内容が示されています。

なお精神保健福祉法の改正法案は、昨年の9月の衆議院解散により廃案となったことにより、今国会への再提出をめざしていましたが、現時点では再提出見送りの可能性が高くなっています。

「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」の内容

- I. 地方公共団体による精神障害者の退院後支援の趣旨
- II. 退院後支援に関する計画の作成
- III. 計画に基づく退院後支援の実施

「措置入院の運用に関するガイドライン」の内容

- I. 本ガイドラインの趣旨
- II. 警察官通報の受理
- III. 警察官通報の受理後から措置診察まで
- IV. 措置診察
- V. 緊急措置入院の運用
- VI. 措置入院の実施

各ガイドライン（通知）は、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載していますので、そちらよりご覧ください。

1/3

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

2

平成30年度診療報酬改定の疑義解釈資料について

平成30年3月30日に、厚労省より「疑義解釈資料の送付について（その1）」が公開されましたので、精神科看護との関連が高い項目を抜粋してご紹介します。

【精神科措置入院退院支援加算】

問 83

本加算を算定する場合、都道府県等と連携する必要があるが、都道府県等において医療機関と連携して退院後支援に関する計画を作成する体制が未整備の場合、当該体制が整備されてから算定可能と理解してよいか。

（答）そのとおり。

問 84

平成 30 年 3 月 31 日以前に措置入院又は緊急措置入院となり、4 月以降に退院する患者も対象か。

（答）そのとおり。

問 85

措置入院から医療保護入院に切り替わった場合、算定するのは、医療保護入院の退院時か。

（答）そのとおり。

問 86

A 病院に措置入院後、B 病院に医療保護入院として転院し、B 病院から自宅等に退院した場合、A 病院、B 病院のいずれで算定可能か。

（答）B 病院で入院中から都道府県等と連携して退院に向けた支援を実施し、B 病院から自宅等に退院した場合に限り、B 病院で算定可能である。（A 病院では算定不可）

問 87

精神障害者の退院後支援に関する指針とは、具体的には何を指すのか。

（答）「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」

（平成 30 年 3 月 27 日障発 0327 第 16 号）を指す。

【精神科救急入院料】

問 112

精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療（電話等再診を除く。）件数や入院件数等の実績は直近 1 年間という理解でよいか。

（答）そのとおり。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

問 113

「初診患者（精神疾患について過去3か月間に当該保険医療機関に受診していない患者）」について、初診料を算定しない患者であっても対象となると理解してよいか。

（答）そのとおり。

問 114

精神科救急入院料の施設基準において、「なお、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行したものとして計上しない。」の文言が削除されたが、これは平成30年3月31日以前に精神科救急入院料に入院し、4月1日以降に退院した患者についても適用されるのか。

（答）そのとおり。

【精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料】

問 116

精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料において、治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定している患者については、クロザピンが包括範囲から除外されたが、この取扱いは当該管理料の算定月に限るという理解でよいか。

（答）そのとおり。

【認知症治療病棟入院料】

問 117

生活機能回復のための訓練及び指導として認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法（以下本問において「認知症患者リハビリテーション料等」という）を算定する場合、当該病棟に専従する作業療法士が提供した認知症患者リハビリテーション料等についても算定可能か。

（答）可能。

問 118

生活機能回復のための訓練及び指導について、認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法を算定した場合は、その時間を含めて差し支えないこととされたが、この場合、認知症患者リハビリテーション料に規定される専用の機能訓練室又は精神科作業療法に規定される専用の施設は、認知症治療病棟入院料に規定される専用の生活機能回復訓練室と兼用することが可能か。

（答）認知症患者リハビリテーション料又は精神科作業療法が認知症治療病棟に入院している患者に対して行われる場合に限り、生活機能回復訓練室と兼用して差し支えない。

3/3

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034